

那覇市公報

第 1 6 0 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(ちゃーがんじゅう課)	934
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）	938
○那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例（こども政策課）	942
○那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）	943
○那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	975
○那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課）	977
○那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	980
○那覇市鏡水ふれあい会館条例の一部を改正する条例（平和交流・男女参画課）	985
○那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 （教育委員会総務課）	988

◇規 則◇

○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用 弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	990
○那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課）	1005
○那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）	1007
○那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則（商工農水課）	1009

◇告 示◇

○那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	1012
○平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）	1013
○町の区域の設定について（市街地整備課）	1014
○住居表示の実施について（市街地整備課）	1017
○平成 25 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）（財政課）	1019
○平成 25 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）（区画整理課）	1024
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	1025
○自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）	1026

◇公 告◇

○マンション建替組合の定款及び事業計画の変更認可について（建設企画課）	1027
○施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について（建設企画課）	1028
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	1029
○第 3 次那覇市地域福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル方式公募の公告 （福祉政策課）	1029
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1030
○都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）	1031

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1032
○那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定についての一部改正について	1033

◇選挙管理委員会告示◇

○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	1035
○那覇市選挙管理委員会委員の退職について	1035
○那覇市選挙管理委員会委員の補欠について	1036

◇農業委員会告示◇

○那覇市個人情報保護条例施行規程……………	1037
-----------------------	------

条 例

那覇市条例第40号

平成25年10月 4 日

公 布 済

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。	付 則 4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合及び</u>年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(<u>当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、<u>年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市水道給水条例の一部改正)

第2条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 3 当分の間、第34条第3項に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合</u>

	(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。)
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市介護保険条例の一部改正)

第3条 那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過するときににおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。	付 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 那覇市後期高齢者医療に関する条例(平成20年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過するときににおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。	付 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の那覇市水道給水条例の規定、第3条の規定による改正後の那覇市介護保険条例の規定及び第4条の規定による改正後の那覇市後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

那覇市条例第41号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準) 第29条の3 [略] 2～3 [略] 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。 [表 別記] 5～6 [略] (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 第29条の4 [略] 2～3 [略] 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置(住宅用防災警報器等規格省令第2条第6号の補助警報装置をいう。次項において同じ。)については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。 5 [略] (屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略] 2 前項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物で各階における屋内消火栓の設置個数が1個のものに設ける屋内消火栓設備は、次に掲げる基準によらなければならない。	(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準) 第29条の3 [略] 2～3 [略] 4 [略] [表 別記] 5～6 [略] (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 第29条の4 [略] 2～3 [略] 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置(住宅用防災警報器等規格省令第2条第6号の補助警報装置をいう。次項において同じ。)については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。 5 [略] (屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略] 2 [略]

(1) <u>水源の水量は、同時開口数2個に2.6立方メートルを乗じて得た量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物にあっては、同時開口数2個に1.2立方メートルを乗じて得た量以上とすることができる。</u> <u>ア 令別表第1(5)項イに掲げるもの</u> <u>イ 令別表第1(6)項に掲げるもの</u> (2) <u>ノズルの性能は、同時開口数2個の場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上のものとする。ただし、前号ただし書に規定する防火対象物にあっては、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が60リットル毎分以上のものとする。</u> 3～5 〔略〕 <u>(消防長への委任)</u> <u>第44条 消防用設備等の技術上の基準の付加については、この章に定めるもののほか、消防長が定める。</u>	(1) <u>水源の水量は、次のとおりとすること。</u> <u>ア 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあっては、5.2立方メートル以上</u> <u>イ 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあっては、2.4立方メートル以上</u> <u>ウ 令第11条第3項第2号ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあっては、3.2立方メートル以上</u> (2) <u>ノズルの性能は、同時開口数2個の場合に、それぞれのノズルの先端において、次のとおりとすること。</u> <u>ア 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあっては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上のもの</u> <u>イ 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあっては、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が60リットル毎分以上のもの</u> <u>ウ 令第11条第3項第2号ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあっては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のもの</u> 3～5 〔略〕 <u>第44条 削除</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条の3第4項の表第1項第5号アに掲げる住宅の部分の項の次に1項を加える改正規定及び第29条の4の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第37条の規定は、平成25年10月1日から適用する。

[改正前 別記]

[第29条の3第4項の表]

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
[略]	
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	[略]

[改正後 別記]

[第29条の3第4項の表]

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
[略]	
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	[略]
第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器。ただし、著しい誤報知のおそれがある場合は、定温式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に掲げるものをいう。)とすることができる。

那覇市条例第42号

平成25年10月4日

公 布 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例

那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立泊幼稚園	那覇市 <u>泊1丁目38番地1</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立泊幼稚園	那覇市 <u>泊2丁目23番地9</u>
[略]	

那覇市条例第43号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第34条の7 [略] 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 (1) <u>当該年度の初日の属する年の1月1</u>	(寄附金税額控除) 第34条の7 [略] 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項<u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の<u>初日の属する年の</u>10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

(2)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2～3 〔略〕

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項(第120条の7において準用する場合を含む。)、第120条第2項(第120条の7において準用

(1)～(2) 〔略〕

2 〔略〕

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2～3 〔略〕

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項(第120条の7において準用する場合を含む。)、第120条第2項(第120条の7において準用する場

する場合を含む。)及び第134条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税

合を含む。)及び第134条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限

に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第1条の4 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第1条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第2条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 〔略〕

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第2条の2 〔略〕

2～3 〔略〕

4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第2条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 〔略〕

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第2条の2 〔略〕

2～3 〔略〕

4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条

の2第1項又は第15条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 〔略〕

第3条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 〔略〕

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第34条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又

の2第1項又は第15条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 〔略〕

第3条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 〔略〕

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第34条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、

は付則第15条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第6条の2 〔略〕

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第12条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につい

付則第14条の3第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）

第6条の2 〔略〕

2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第12条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第3条第1項の規定は、適用しない。

ては、付則第3条第1項の規定は、適用しない。	
2 <u>市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の<u>上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。	2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の<u>特定上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 [略]
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。	(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。
(2) [略]	(2) [略]
(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。	(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。
(4) 付則第1条の5の規定の適用につい	(4) 付則第1条の5の規定の適用につい

ては、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得

ては、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用さ

<u>金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)</u>を除外して算定するものとする。以下この項において「<u>株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」という。)に対し、<u>株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)</u>の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) [略] (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 <u>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</u> 第14条の3 市民税の所得割の納税義務者	れる第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2 [略] (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) [略] (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u> 第14条の3 当分の間、所得割の納税義務者
--	---

について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と

が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第14条の2第1項」とあるのは「付則第14条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第14条の4 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)

第14条の5 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第14条の6 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において

「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

- 第14条の7 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における付則第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは「配当所得の金額(付則第14条の7第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」とする。
- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納

税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における付則第12条の3第1項及び第2項並びに付則第14条の2第1項の規定の適用については、付則第12条の3第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、付則第14条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第14条の7第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条

第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第11項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の7第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の7第6項において準用する前条第5項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第15条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。))により取得(法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。))をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。))について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定

による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項の規定の適用につい

ては、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第15条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、付則第14条の4中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第14条の7第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。
この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第15条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の

市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所

市民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 [略]

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得

得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第15条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の

割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。
この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第15条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 〔略〕

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 〔略〕

- 2 〔略〕

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1

項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3～4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用について

項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3～4 [略]

5 [略]

- (1) 第34条の2の規定の適用について

は、同条中「総所得金額」とあるのは、 「<u>総所得金額、付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>付則第15条の4第4項</u>」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額</u>」とする。 (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1	は、同条中「総所得金額」とあるのは、 「<u>総所得金額、付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>付則第15条の2第4項</u>」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額</u>」とする。 (4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1
---	--

項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。))については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によっ

項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

て同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第17条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、付則第13条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、付則第13条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、付則第13条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第17条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第13条、付則第13条の2、付則第13条の3又は付則第14条の規定を適用する。

付則第13条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規
-----------	---------	---

等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、付則第14条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、付則第13条、付則第13条の2、付則第13条の3又は付則第14条の規定を適用する。			定により適用される場合を含む。）」
		同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
	付則第13条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」
	付則第13条の3第1項	租 税 特 別 措 置 法 第 3 1 条 の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
	付則第14条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」

	同法第3 2条第1 項	租税特別措置法第 32条第1項
--	-------------------	--------------------

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第13条、付則第13条の2、付則第13条の3又は付則第14条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これ

告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び付則第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで

らの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び付則第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項まで

の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、付則第3条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」とする。	の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、付則第3条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第2項の改正規定並びに付則第1条の2から第1条の4までの改正規定、付則第3条の4の改正規定（「法附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える部分に限る。）、付則第13条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条並びに付則第3条第1項及び第2項の規定
平成26年1月1日
- (2) 付則第3条の3の2及び第18条の改正規定並びに付則第3条第3項の規定
平成27年1月1日
- (3) 付則第3条第4項の規定
平成28年1月1日
- (4) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに付則第3条第5項の規定
平成28年10月1日
- (5) 付則第2条第4項及び第2条の2第4項の改正規定、付則第3条の4の改正規定（「法附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える部分を除く。）、付則第12条の3、第14条の2及び第14条の3の改正規定、付則第14条の4から第15条までを削る改正規定、付則第15条の2の改正規定、付則第15条の3を削る改正規定、付則第15条の4の改正規定並びに付則第15条の5を削る改正規定並びに付則第3条第6項の規定
平成29年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）付則第1条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第1条の4の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第17条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例付則第18条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

6 新条例付則第3条の4（付則第1条第5号の規定による改正後の規定をいう。）、第12条の3及び第14条の2から第15条までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例付則第6条の2第2項の規定は、この条例の公布の日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

那覇市条例第44号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (受給資格者証の提示) 第6条 受給資格の認定を受けた者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)は、<u>こどもに係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給資格者証を提示しなければならない。</u> (助成の方法) 第7条 医療費の助成は、<u>受給資格者</u>の申請に基づき受給資格者に助成金を支給することにより行うものとする。 2 [略] (届出の義務) 第8条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。 (1) <u>こども又は受給資格者が氏名又は住所を変更したとき。</u> (2)～(3) [略]	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>被保険者証等 被保険者証、組合員証、被扶養者証その他の医療保険各法による保険給付を受けるために発行された証をいう。</u> (助成の方法) 第6条 医療費の助成は、<u>受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)</u>の申請に基づき受給資格者に助成金を支給することにより行うものとする。 2 [略] (届出の義務) 第7条 [略] (1) <u>こどもの氏名、住所又は被保険者証等に変更があるとき。</u> (2) <u>受給資格者の氏名、住所又は届出口座に変更があるとき。</u> (3)～(4) [略] (資料の提供等) 第8条 市長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるとき

	<u>は、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

那覇市条例第45号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居者の資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、<u>第3号及び第4号</u>)の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(3) [略] (4) その者及び現に同居し、又は、同居しようとする親族(<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 2 [略] (定期入居の決定) 第8条の2 市長は、<u>前条第1項の入居の申込みの日において規則で定める条件を具備する者を、あらかじめ規則で定める期間を入居期間とする公営住宅の入居者として決定することができる。</u> 2～12 [略] (同居の承認) 第12条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。	(入居者の資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、<u>第3号から第5号まで</u>)の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>単身で入居する場合を除き、現に同居し、又は同居しようとする者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>であること。 (5) その者及び現に同居し、又は、同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 2 [略] (定期入居の決定) 第8条の2 市長は、<u>前条第1項の規定により入居の申込みをした者のうち規則で定める条件を具備するものを、あらかじめ規則で定める期間を入居期間とする公営住宅の入居者として決定することができる。</u> 2～12 [略] (同居の承認) 第12条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。<u>この場合にお</u>

2 [略]

(準用)

第44条 第8条第1項及び第2項 第11条から第13条まで、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項(第8号を除く。)及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号及び第8号を除く。)」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34

いて、暴力団員については、同居させることができない。

2 [略]

(準用)

第44条 第8条第1項及び第2項、第8条の2、第11条から第13条まで、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号を除く。)」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項 第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34条前段の規定による

条前段の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。 （第3種住宅の入居者の資格） 第50条 第3種住宅に入居することができる者は、第6条第1項第1号、<u>第3号及び第4号</u>の条件を具備し、かつ、収入の額が9万円以下でなければならない。	あっせん等」と読み替えるものとする。 （第3種住宅の入居者の資格） 第50条 第3種住宅に入居することができる者は、第6条第1項第1号<u>及び第3号から第5号までの条件を具備し</u>、かつ、収入の額が9万円以下でなければならない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第46号

平成25年10月4日

公 布 済

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例

那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設の構成) 第3条 那覇市ぶんかテンプス館(以下「テンプス館」という。)は、次の施設をもって構成する。 (1) [略] (2) 使用施設 ア～オ [略] <u>カ チーム未来の家</u> (3) 入居用施設 ア～イ [略] <u>ウ FMサテライトスタジオ</u> <u>エ</u> [略] (4) [略] (入居用施設の利用期間) 第6条 テンプス館の入居用施設の利用期間は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>FMサテライトスタジオ及び国際通り情報発信ステーション</u>の利用期間は、利用許可を受けた日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。 (利用料金) 第10条 [略] 2 利用料金は、別表第2から別表第11までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が自主事業とし	(施設の構成) 第3条 [略] (1) [略] (2) [略] ア～オ [略] <u>カ 和室</u> <u>キ 調理室</u> <u>ク メディアルーム</u> (3) [略] ア～イ [略] <u>ウ</u> [略] (4) [略] (入居用施設の利用期間) 第6条 [略] (1) [略] (2) 国際通り情報発信ステーションの利用期間は、利用許可を受けた日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。 (利用料金) 第10条 [略] 2 利用料金は、別表第2から別表第12までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が自主事業とし

て行う体験学習の場合における利用料金については、1人1回につき2,100円以内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 〔略〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第6 別記〕 〔別表第8 別記〕 〔別表第9 別記〕 別表第10～別表第11 〔略〕	て行う体験学習の場合における利用料金については、1人1回につき2,100円以内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 〔略〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第6 別記〕 〔別表第8 別記〕 〔別表第9 別記〕 〔別表第10 別記〕 別表第11～別表第12 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 6 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 7 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第8の規定は、この条例の施行の日以後にした申請について適用し、同日前にした申請については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

施設名	利用時間	休館日
[略]		[略]
ギャラリー	10:00～22:00	
音楽スタジオ	10:00～24:00	
レッスンルーム	10:00～24:00	
記録・保存室兼研修室	[略]	
駐車場	[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

施設名	利用時間	休館日
[略]		[略]
ギャラリー	9:00～22:00	
音楽スタジオ	9:00～24:00	
レッスンルーム	9:00～24:00	
記録・保存室兼研修室	[略]	
メディアルーム	9:00～24:00	
駐車場	[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第6(第10条関係)

スタジオ等利用料

区分	金額(1時間につき)	
	10:00～18:00	[略]
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第6(第10条関係)

スタジオ等利用料

区分	金額(1時間につき)	
	9:00～18:00	[略]
[略]		

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第8(第10条関係)

チーム未来の家利用料

区分	金額(円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
和室	[略]					

備考

1～2 [略]

[改正後 別記]

別表第8(第10条関係)

和室、調理室利用料

区分	金額(円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
和室	[略]					
調理室	<u>4,230</u>	<u>4,960</u>	<u>4,960</u>	<u>6,120</u>	<u>6,120</u>	<u>8,850</u>

備考

1～2 [略]

3 調理室の利用料金は、利用に係る光熱水費を含むものとする。

[改正後 別記]

別表第9(第10条関係)

メディアルーム利用料

区分	金額(1時間につき)
メディアルーム	300円

備考 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、放送機器等を常置し専有させることができる。この場合において、放送機器等を常置専有する者は専有面積1㎡につき別途日額100円を支払わなければならない。

[改正前 別記]

別表第9(第10条関係)

入居用施設利用料

区分	金額(月額1㎡につき)
[略]	
交流サロン	[略]
FMサテライトスタジオ	3,045円
国際通り情報発信ステーション	[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第10(第10条関係)

入居用施設利用料

区分	金額(月額1㎡につき)
[略]	
交流サロン	[略]
国際通り情報発信ステーション	[略]

備考 [略]

那覇市条例第47号

平成25年10月4日

公 布 済

那覇市鏡水ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市鏡水ふれあい会館条例の一部を改正する条例

那覇市鏡水ふれあい会館条例（平成23年那覇市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用時間及び開館日） 第4条 施設の利用時間は、<u>午前9時から午後9時まで</u>とする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 〔略〕 〔別表 別記〕	（利用時間及び開館日） 第4条 施設の利用時間は、<u>9時から21時まで</u>とする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の那覇市鏡水ふれあい会館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用許可に係る利用料金から適用し、施行日前の利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

別表(第8条関係)

施設名	区分(部屋名)	1時間当たりの利用料金(円)	
		室料	冷房料
鏡水ふれあい会館	多目的ホール	930	300
	会議室1	400	100
	会議室2	240	100
	調理室	320	100
	キッズルーム	240	100
	和室	160	100

備考 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

〔改正後 別記〕

別表(第8条関係)

区分 (部屋名)		利用料金(円)						冷房料 1時間当たり
		室料						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
多目的ホール (舞台を含む。)	平日	8,850	17,600	18,050	24,780	34,700	44,250	1,330
	土・日・祝祭日	12,200	20,650	20,890	31,390	41,300	53,100	
会議室1		1,260	2,150	2,180	2,890	3,930	4,990	270
会議室2		660	1,130	1,140	1,510	2,060	2,610	150
調理室		1,050	1,790	1,820	2,410	3,280	4,160	230
キッズルーム		750	1,280	1,300	1,720	2,340	2,970	160
和室		540	920	930	1,240	1,690	2,140	120

備考

- この表において「祝祭日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日及び慰霊の日(6月23日)をいう。
- 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 12時から13時までの1時間については、午前利用料金の1/3の額
 - 17時から18時までの1時間については、午後利用料金の1/4の額
 - 21時から22時までの1時間については、夜間利用料金の1/3の額

那覇市条例第48号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成24年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記] 付 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中(仮称)那覇市立前島・久茂地統合幼稚園の項を加える部分及び別表第2の改正規定中(仮称)那覇市立前島・久茂地統合小学校の項を加える部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。	[別表第1 別記] [別表第2 別記] 付 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中那覇市立那覇幼稚園の項を加える部分及び別表第2の改正規定中那覇市立那覇小学校の項を加える部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
(仮称)那覇市立前島・久茂地統合幼稚園	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立那覇幼稚園	[略]

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

小学校の名称	位置
[略]	
(仮称)那覇市立前島・久茂地統合小学校	[略]

〔改正後 別記〕

別表第2（第3条関係）

小学校の名称	位置
〔略〕	
那覇市立那覇小学校	〔略〕

規 則

那覇市規則第79号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正）

第1条 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第10条 〔略〕 2 期末手当の額は、その者の基準日（前項後段に規定する臨時職員にあつては、退職した日）まで引き続く次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 2月以上 別表区分欄に掲げる職種に応じ、同表日額の欄に定める額の<u>7日分</u>に相当する額 （2） 〔略〕 3 〔略〕	（期末手当） 第10条 〔略〕 2 〔略〕 （1） 2月以上 別表区分欄に掲げる職種に応じ、同表日額の欄に定める額の<u>8日分</u>に相当する額 （2） 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正）

第2条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
〔別表 別記〕	〔別表 別記〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の規定は、平成25年10月1日から適用する。

〔改正前 別記〕

別表（第2条関係）

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 6,650
	副主任非常勤電話交換手	日額 6,060
	非常勤電話交換手	時給 920
	非常勤事務員	日額 5,510
	非常勤印刷室用務員	日額 6,880
	非常勤行政資料検索員	日額 6,270
秘書広報課	非常勤事務員	日額 6,270
	非常勤秘書	日額 7,350
平和交流・男女参画課	非常勤通訳	日額 10,540
	なは女性センター指導員	日額 9,210
	なは女性センター相談員	日額 8,430
人事課	心理相談員	日額 8,430
	〔略〕	
	職員研修非常勤事務員	日額 5,850
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 5,510
	非常勤庁舎管理補助員	日額 6,270
	非常勤守衛	日額(日勤) 6,880 日額(夜勤) 15,590
	普通財産管理非常勤職員	日額 6,270
	公用車カーシェアリング補助員	日額 6,270
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員	日額 8,170
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 6,270
企画調整課	非常勤事務職員	日額 5,510
	統計事務非常勤職員	日額 6,270
行政経営課	権限移譲等事務補助非常勤	日額 5,510
	外部監査事務非常勤	日額 5,510
税制課	軽自動車税賦課事務非常勤職員	日額 6,270
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 6,270
市民税課	市民税課税務証明事務等非常勤職員	日額 6,270
	課税資料等整備補助員	日額 6,270
	特別徴収移行対策等非常勤職員	日額 6,270
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 6,270
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 6,270
	固定資産課税台帳整備要員	日額 6,270
	固定資産電子地図整備要員	日額 6,270
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 6,270
	償却資産非常勤事務員	日額 6,270

納税課	市税納付推進嘱託員	日額 <u>6,520</u>
	市税収納等補助員	日額 <u>6,270</u>
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
市民生活安全課	[略]	
	主任消費生活相談員	日額 <u>9,380</u>
	消費生活相談員	日額 <u>8,430</u>
	那覇市消費生活相談補助員	日額 <u>7,900</u>
	消費生活用品安全推進員	日額 <u>8,430</u>
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 <u>6,060</u>
	地域コミュニティコーディネート推進員	日額 <u>6,650</u>
	地域コミュニティコーディネート推進補助員	日額 <u>3,900</u>
市民課	戸籍関連事務員	日額 <u>6,890</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,850</u>
	非常勤窓口証明発行員	日額 <u>6,270</u>
	地域コミュニティ推進員	日額 <u>6,060</u>
	国民年金相談員	日額 <u>6,270</u>
	窓口証明審査員	日額 <u>6,890</u>
	証明書審査員	日額 <u>6,890</u>
	住民異動届等審査員	日額 <u>6,890</u>
文化振興課	市民会館管理要員	時給 <u>1,250</u>
文化財課	調査指導員	日額 <u>8,430</u>
	副調査指導員	日額 <u>7,090</u>
	調査補助員	日額 <u>6,840</u>
	資料整理員	日額 <u>7,140</u>
	副資料整理員	日額 <u>6,270</u>
	資料整理補助員	日額 <u>5,350</u>
	識名園管理指導員	日額 <u>8,430</u>
	玉陵管理指導員	日額 <u>8,430</u>
	文化財保護専任主事	日額 <u>10,130</u>
	非常勤学芸員	日額 <u>8,430</u>
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 <u>8,430</u>
	歴史資料整理員	日額 <u>7,090</u>
	古文書解読員	日額 <u>8,950</u>
	教育普及員	日額 <u>8,430</u>
	歴史博物館非常勤事務員	日額 <u>5,510</u>
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 <u>5,510</u>
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 <u>8,430</u>
	農業事務補助非常勤職員	日額 <u>5,850</u>
	地域雇用創造推進事業推進員	日額 <u>8,430</u>
	緊急雇用対策事業非常勤職員	日額 <u>6,270</u>

	離島支援連携事業非常勤職員	日 額 5,850
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日 額 5,850
なはまちなか振興課	公設市場管理員	日 額 7,140
	公設市場徴収補助非常勤職員	日 額 5,510
	公設市場事務補助非常勤職員	日 額 5,510
	路上喫煙防止指導員	日 額 7,140
環境政策課	地球温暖化対策推進員	日 額 6,270
	ISO14001推進業務非常勤	日 額 5,850
	緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進員	日 額 9,990
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日 額 5,850
	廃棄物事務支援員	日 額 5,850
	廃棄物監視指導員	日 額 9,990
環境保全課	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日 額 6,270
	公営墓地管理事務非常勤職員	日 額 6,060
環境衛生課	非常勤獣医師	日 額 11,850
	狂犬病予防事務補助員	日 額 6,060
福祉政策課	援護事務相談員	日 額 7,900
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日 額 6,270
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日 額 5,510
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日 額 6,270
	障害福祉サービス等調査員	日 額 8,700
	聴覚障がい者相談員	日 額 7,320
	手話通訳者	日 額 8,170
	医療費助成事務点検職員	日 額 7,140
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日 額 7,140
	障害程度区分認定等事務員	日 額 8,700
	障害程度認定調査員	日 額 8,700
	補装具・用具給付受付相談員	日 額 7,140
	自立支援医療等非常勤職員	日 額 6,270
	障がい者総合相談社会福祉士	日 額 10,910
	[略]	
ちゃーがんじゅう課	福祉関係徴収嘱託員	月額 69,370円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	介護保険料収納推進員	月額 69,370円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	認定専門統括員	日 額 10,510
	認定専門員	日 額 9,790
	認定専門員補助員	日 額 9,330

保護管理課	介護相談員	日額 8,700
	介護認定主任調査員	日額 9,650
	介護認定調査員	日額 9,160
	認定調査員補助員	日額 8,640
	介護保険窓口指導員	日額 6,270
	介護認定審査事務員	日額 6,270
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 7,140
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,340
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,270
	介護保険料非常勤職員	日額 5,510
	介護予防専門員	日額 12,400
	包括支援社会福祉士	日額 10,910
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,270
	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,830
	医療扶助適正化推進職員	日額 5,850
	女性相談員	日額 8,430
	福祉相談補助員	日額 5,850
	就労支援員	日額 7,390
	非常勤資産調査職員	日額 6,060
	非常勤電算職員	日額 6,060
	レセプト点検職員	日額 7,140
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,140
	介護扶助適正給付推進職員	日額 9,330
	病院等担当支援職員	日額 6,060
	保護施設担当支援職員	日額 6,060
	[略]	
	那覇市面接相談員	日額 8,700
	健康管理個別支援職員	日額 8,830
	適正保護推進員	日額 9,990
	非常勤扶養調査職員	日額 6,060
	児童自立支援員	日額 8,430
	生活保護事務支援員	日額 7,980
	未就職者支援員	日額 6,890
	主任適正保護推進員	日額 10,350
	副主任適正保護推進員	日額 10,170
	主任面接相談員	日額 9,380
	年金等調査員	日額 6,060
	ホームレス巡回指導員	日額 8,700
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,060
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,060

	生活保護業務事務補助職員	日額 <u>5,510</u>
	医療券等発券非常勤職員	日額 <u>5,850</u>
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 <u>8,700</u>
	健康増進課非常勤保健師	日額 <u>10,080</u>
地域保健課	非常勤保健師・助産師	日額 <u>10,080</u>
	非常勤看護師職員	日額 <u>8,870</u>
	地域保健課非常勤臨床心理士	日額 <u>12,500</u>
	地域保健課非常勤保育士	日額 <u>7,140</u>
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 <u>6,650</u>
	国民健康保険等レセプト点検職員	日額 <u>7,140</u>
	医療費集計事務職員	日額 <u>7,140</u>
	レセプト資格過誤点検職員	日額 <u>7,140</u>
	第三者行為求償事務職員	月額 <u>140,000円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員	月額 <u>69,370円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税市外収納推進員	月額 <u>69,370円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 <u>1,260</u>
	保険税特別滞納整理指導員	月額 <u>170,000</u>
特定健診課	特定保健指導専門員	日額 <u>10,380</u>
	健康相談員	日額 <u>9,080</u>
	特定健診データ管理事務員	日額 <u>6,280</u>
	重症化予防保健指導専門員	日額 <u>10,380</u>
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	時給 <u>940</u>
	[略]	
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 <u>5,510</u>
	庶務事務補助員	日額 <u>5,510</u>
	児童厚生員	日額 <u>5,950</u>
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 <u>8,330</u>
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 <u>920</u>
	非常勤調理員	時給 <u>920</u>
	非常勤栄養士	日額 <u>7,090</u>
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 <u>6,270</u>
	保育所入退所相談非常勤職員	日額 <u>7,350</u>
	[略]	
	非常勤保育士	時給 <u>940</u>
	休憩対応非常勤保育士	時給 <u>940</u>
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 <u>6,060</u>

	[略]	
	非常勤用務員	日 額 5,510
	療育センター非常勤保育士	日 額 8,920
	療育センター非常勤保健師	日 額 10,080
	療育センター非常勤事務員	日 額 6,270
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日 額 7,350
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日 額 7,350
	育児専門支援員	日 額 8,430
	家庭相談員	日 額 8,430
	こども医療費等取扱非常勤職員	日 額 6,890
	母子自立支援員	日 額 8,430
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日 額 7,140
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日 額 6,270
契約検査課	契約事務非常勤職員	日 額 6,060
道路建設課	非常勤用地業務職員	日 額 8,430
道路管理課	那覇市道路管理補助員	日 額 9,560
公園管理課	非常勤機械技師	日 額 10,210
	非常勤土木技師	日 額 10,210
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日 額 5,850
教育委員会総務課	非常勤用務員	時給 920
	学校事務補助員	時給 920
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 920
	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 980
生涯学習課	非常勤公民館長	月 額 175,000
	社会教育指導員	月 額 114,320
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日 額 6,270
施設課	非常勤環境整備員	日 額 9,410
	学校駐車事務支援職員	時給 920
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日 額 9,490
	プラネタリウム操作補助員	日 額 6,630
中央図書館	図書館補助員	時給 980
	図書館カウンター要員	時給 920
教育相談課	非常勤臨床心理士	日 額 12,500
	教育相談員	日 額 10,540
	専任指導員	日 額 10,540
	学校サポートチーム支援員	時給 1,010
学校教育課	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 920
	[略]	
	外国人英語指導員	日 額 13,000
	小学校日本人英語指導員	日 額 10,000
	理科支援員	時給 1,010

	特別支援教育相談員	日 額 <u>12,500</u>
	特別支援教育相談補助員	日 額 <u>10,540</u>
	学習支援事務員	日 額 <u>5,510</u>
学務課	財務会計入力事務員	時給 <u>920</u>
学校給食課	非常勤調理員	時給 <u>920</u>
学校給食センター	非常勤事務員	日 額 <u>5,510</u>
教育研究所	図書室補助員	日 額 <u>5,880</u>
	コンピュータ保守点検指導員	日 額 <u>10,120</u>
消防本部総務課	消防本部非常勤保健師	日 額 <u>9,080</u>
	消防本部非常勤事務員	日 額 <u>6,270</u>
議会事務局	非常勤会派秘書	日 額 <u>6,270</u>
	非常勤運転手	月 額 <u>200,000</u>
監査委員事務局	非常勤職員	日 額 <u>5,510</u>
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日 額 <u>6,700</u>
	副主任非常勤電話交換手	日 額 <u>6,110</u>
	非常勤電話交換手	時給 <u>930</u>
	非常勤事務員	日 額 <u>5,550</u>
	非常勤印刷室用務員	日 額 <u>6,940</u>
	非常勤行政資料検索員	日 額 <u>6,320</u>
秘書広報課	非常勤事務員	日 額 <u>6,320</u>
	非常勤秘書	日 額 <u>7,390</u>
平和交流・男女参画課	非常勤通訳	日 額 <u>10,600</u>
	なは女性センター指導員	日 額 <u>9,270</u>
	なは女性センター相談員	日 額 <u>8,480</u>
人事課	心理相談員	日 額 <u>8,480</u>
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日 額 <u>5,900</u>
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日 額 <u>5,550</u>
	非常勤庁舎管理補助員	日 額 <u>6,320</u>
	非常勤守衛	日 額(日勤) <u>6,940</u> 日 額(夜勤) <u>15,690</u>
	普通財産管理非常勤職員	日 額 <u>6,320</u>
	公用車カーシェアリング補助員	日 額 <u>6,320</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師 非常勤職員	日 額 <u>8,220</u>
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日 額 <u>6,320</u>
企画調整課	非常勤事務職員	日 額 <u>5,550</u>

	統計事務非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
行政経営課	権限移譲等事務補助非常勤	日額 <u>5,550</u>
	外部監査事務非常勤	日額 <u>5,550</u>
税制課	軽自動車税賦課事務非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
市民税課	市民税課税務証明事務等非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
	課税資料等整備補助員	日額 <u>6,320</u>
	特別徴収移行対策等非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
	固定資産課税台帳整備要員	日額 <u>6,320</u>
	固定資産電子地図整備要員	日額 <u>6,320</u>
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 <u>6,320</u>
	償却資産非常勤事務員	日額 <u>6,320</u>
納税課	市税納付推進嘱託員	日額 <u>6,570</u>
	市税収納等補助員	日額 <u>6,320</u>
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,320</u>
市民生活安全課	[略]	
	主任消費生活相談員	日額 <u>9,420</u>
	消費生活相談員	日額 <u>8,480</u>
	那覇市消費生活相談補助員	日額 <u>7,940</u>
	消費生活用品安全推進員	日額 <u>8,480</u>
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 <u>6,110</u>
	地域コミュニティコーディネータ推進員	日額 <u>6,700</u>
	地域コミュニティコーディネータ推進補助員	日額 <u>3,930</u>
市民課	戸籍関連事務員	日額 <u>6,940</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,900</u>
	非常勤窓口証明発行員	日額 <u>6,320</u>
	地域コミュニティー推進員	日額 <u>6,110</u>
	国民年金相談員	日額 <u>6,320</u>
	窓口証明審査員	日額 <u>6,940</u>
	証明書審査員	日額 <u>6,940</u>
	住民異動届等審査員	日額 <u>6,940</u>
文化振興課	市民会館管理要員	時給 <u>1,260</u>
文化財課	調査指導員	日額 <u>8,480</u>
	副調査指導員	日額 <u>7,140</u>
	調査補助員	日額 <u>6,890</u>
	資料整理員	日額 <u>7,190</u>
	副資料整理員	日額 <u>6,320</u>
	資料整理補助員	日額 <u>5,390</u>

	識名園管理指導員	日 額 8,480
	玉陵管理指導員	日 額 8,480
	文化財保護専任主事	日 額 10,190
	非常勤学芸員	日 額 8,480
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日 額 8,480
	歴史資料整理員	日 額 7,140
	古文書解読員	日 額 9,000
	教育普及員	日 額 8,480
	歴史博物館非常勤事務員	日 額 5,550
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日 額 5,550
商工農水課	那覇市就職相談員	日 額 8,480
	農業事務補助非常勤職員	日 額 5,900
	地域雇用創造推進事業推進員	日 額 8,480
	緊急雇用対策事業非常勤職員	日 額 6,320
	離島支援連携事業非常勤職員	日 額 5,900
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日 額 5,900
なはまちなか振興課	公設市場管理員	日 額 7,190
	公設市場徴収補助非常勤職員	日 額 5,550
	公設市場事務補助非常勤職員	日 額 5,550
	路上喫煙防止指導員	日 額 7,190
環境政策課	地球温暖化対策推進員	日 額 6,320
	ISO14001推進業務非常勤	日 額 5,900
	緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進員	日 額 10,040
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日 額 5,900
	廃棄物事務支援員	日 額 5,900
	廃棄物監視指導員	日 額 10,040
環境保全課	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日 額 6,320
	公営墓地管理事務非常勤職員	日 額 6,110
環境衛生課	非常勤獣医師	日 額 11,900
	狂犬病予防事務補助員	日 額 6,110
福祉政策課	援護事務相談員	日 額 7,940
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日 額 6,320
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日 額 5,550
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日 額 6,320
	障害福祉サービス等調査員	日 額 8,750
	聴覚障がい者相談員	日 額 7,380
	手話通訳者	日 額 8,220
	医療費助成事務点検職員	日 額 7,190
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日 額 7,190

ちやーがんじゅう 課	障害程度区分認定等事務員	日額 8,750
	障害程度認定調査員	日額 8,750
	補装具・用具給付受付相談員	日額 7,190
	自立支援医療等非常勤職員	日額 6,320
	障がい者総合相談社会福祉士	日額 10,960
	[略]	
	福祉関係徴収嘱託員	月額 70,350円に勤務実績 に応じ市長が定める額を加 えた額
	介護保険料収納推進員	月額 70,350円に勤務実績 に応じ市長が定める額を加 えた額
	認定専門統括員	日額 10,560
	認定専門員	日額 9,840
	認定専門員補助員	日額 9,380
	介護相談員	日額 8,750
	介護認定主任調査員	日額 9,700
	介護認定調査員	日額 9,210
	認定調査員補助員	日額 8,690
	介護保険窓口指導員	日額 6,320
	介護認定審査事務員	日額 6,320
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 7,190
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,390
保護管理課	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,320
	介護保険料非常勤職員	日額 5,550
	介護予防専門員	日額 12,450
	包括支援社会福祉士	日額 10,960
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,320
	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,880
	医療扶助適正化推進職員	日額 5,900
	女性相談員	日額 8,480
	福祉相談補助員	日額 5,900
	就労支援員	日額 7,440
	非常勤資産調査職員	日額 6,110
	非常勤電算職員	日額 6,110
	レセプト点検職員	日額 7,190
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,190
	介護扶助適正給付推進職員	日額 9,380
	病院等担当支援職員	日額 6,110
	保護施設担当支援職員	日額 6,110
	[略]	

	那覇市面接相談員	日 額 8,750
	健康管理個別支援職員	日 額 8,880
	適正保護推進員	日 額 10,040
	非常勤扶養調査職員	日 額 6,110
	児童自立支援員	日 額 8,480
	生活保護事務支援員	日 額 8,030
	未就職者支援員	日 額 6,940
	主任適正保護推進員	日 額 10,400
	副主任適正保護推進員	日 額 10,220
	主任面接相談員	日 額 9,420
	年金等調査員	日 額 6,110
	ホームレス巡回指導員	日 額 8,750
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日 額 6,110
	預貯金等調査非常勤職員	日 額 6,110
	生活保護業務事務補助職員	日 額 5,550
	医療券等発券非常勤職員	日 額 5,900
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日 額 8,750
	健康増進課非常勤保健師	日 額 10,130
地域保健課	非常勤保健師・助産師	日 額 10,130
	非常勤看護師職員	日 額 8,910
	地域保健課非常勤臨床心理士	日 額 12,560
	地域保健課非常勤保育士	日 額 7,190
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日 額 6,700
	国民健康保険等レセプト点検職員	日 額 7,190
	医療費集計事務職員	日 額 7,190
	レセプト資格過誤点検職員	日 額 7,190
	第三者行為求償事務職員	月 額 140,980円に勤務実績 に応じ市長が定める額を加 えた額
	保険税収納推進員	月 額 70,350円に勤務実績 に応じ市長が定める額を加 えた額
	保険税市外収納推進員	月 額 70,350円に勤務実績 に応じ市長が定める額を加 えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時 給 1,270
	保険税特別滞納整理指導員	月 額 170,980
特定健診課	特定保健指導専門員	日 額 10,430
	健康相談員	日 額 9,130
	特定健診データ管理事務員	日 額 6,330
	重症化予防保健指導専門員	日 額 10,430
こども政策課	[略]	

	預かり保育指導員	時給 <u>950</u>
	[略]	
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 <u>5,550</u>
	庶務事務補助員	日額 <u>5,550</u>
	児童厚生員	日額 <u>5,990</u>
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 <u>8,390</u>
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 <u>930</u>
	非常勤調理員	時給 <u>930</u>
	非常勤栄養士	日額 <u>7,140</u>
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 <u>6,320</u>
	保育所入退所相談非常勤職員	日額 <u>7,390</u>
	[略]	
	非常勤保育士	時給 <u>950</u>
	休憩対応非常勤保育士	時給 <u>950</u>
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 <u>6,110</u>
	[略]	
	非常勤用務員	日額 <u>5,550</u>
	療育センター非常勤保育士	日額 <u>8,980</u>
	療育センター非常勤保健師	日額 <u>10,130</u>
	療育センター非常勤事務員	日額 <u>6,320</u>
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 <u>7,390</u>
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 <u>7,390</u>
	育児専門支援員	日額 <u>8,480</u>
	家庭相談員	日額 <u>8,480</u>
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 <u>6,940</u>
	母子自立支援員	日額 <u>8,480</u>
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日額 <u>7,190</u>
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 <u>6,320</u>
契約検査課	契約事務非常勤職員	日額 <u>6,110</u>
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 <u>8,480</u>
道路管理課	那覇市道路管理補助員	日額 <u>9,620</u>
公園管理課	非常勤機械技師	日額 <u>10,270</u>
	非常勤土木技師	日額 <u>10,270</u>
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 <u>5,900</u>
教育委員会総務課	非常勤用務員	時給 <u>930</u>
	学校事務補助員	時給 <u>930</u>
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 <u>930</u>
	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 <u>990</u>
生涯学習課	非常勤公民館長	月額 <u>175,980</u>
	社会教育指導員	月額 <u>115,300</u>
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 <u>6,320</u>

施設課	非常勤環境整備員	日額 <u>9,470</u>
	学校駐車事務支援職員	時給 <u>930</u>
牧志駅前ほしぞら 公民館	プラネタリウム操作技師	日額 <u>9,550</u>
	プラネタリウム操作補助員	日額 <u>6,690</u>
中央図書館	図書館補助員	時給 <u>990</u>
	図書館カウンター要員	時給 <u>930</u>
教育相談課	非常勤臨床心理士	日額 <u>12,560</u>
	教育相談員	日額 <u>10,600</u>
	専任指導員	日額 <u>10,600</u>
	学校サポートチーム支援員	時給 <u>1,020</u>
学校教育課	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 <u>930</u>
	[略]	
	外国人英語指導員	日額 <u>13,050</u>
	小学校日本人英語指導員	日額 <u>10,060</u>
	理科支援員	時給 <u>1,020</u>
	特別支援教育相談員	日額 <u>12,560</u>
	特別支援教育相談補助員	日額 <u>10,600</u>
	学習支援事務員	日額 <u>5,550</u>
学務課	財務会計入力事務員	時給 <u>930</u>
学校給食課	非常勤調理員	時給 <u>930</u>
学校給食センター	非常勤事務員	日額 <u>5,550</u>
教育研究所	図書室補助員	日額 <u>5,930</u>
	コンピュータ保守点検指導員	日額 <u>10,170</u>
消防本部総務課	消防本部非常勤保健師	日額 <u>9,130</u>
	消防本部非常勤事務員	日額 <u>6,320</u>
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 <u>6,320</u>
	非常勤運転手	月額 <u>200,980</u>
監査委員事務局	非常勤職員	日額 <u>5,550</u>
[略]		

那覇市規則第80号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市子ども医療費助成条例施行規則(平成5年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成金の支給申請) 第6条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、こども医療費助成金支給申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。	(助成金の支給申請) 第6条 条例第6条第1項に規定する助成金の支給申請は、こども医療費助成金支給申請書に<u>受給資格者証、被保険者証等その他</u>市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。 2 <u>保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長が当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、前項の支給申請があったものとみなす。</u> (支払の調整) 第8条 <u>支給した助成金の額に過誤があったときは、当該過誤となった助成金について、その後に支払うべき助成金との間で必要な調整を行うことができる。</u> (変更喪失届) 第9条 条例第7条の規定による届出は、こども医療費助成金受給資格等変更・喪失届に<u>受給資格者証その他</u>市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。 第10条～第11条 [略]
(変更喪失届) 第8条 条例第8条の規定による届出は、こども医療費助成金受給資格等変更・喪失届に受給資格者証を添えて行わなければならない。 第9条～第10条 [略]	(変更喪失届) 第9条 条例第7条の規定による届出は、こども医療費助成金受給資格等変更・喪失届に受給資格者証<u>その他</u>市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。 第10条～第11条 [略]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例施行規則の規定は、平成26年1月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。
-
-

那覇市規則第81号

平成25年10月 4 日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定期入居の資格) 第3条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件を具備する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>18歳未満の児童3人以上と同居し、かつ、その児童を扶養している者</u> (2) [略] (定期入居の期間) 第3条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 前条第1号に掲げる者 <u>入居の申込みの日</u>において同居する児童のうち最年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (2) 前条第2号に掲げる者 <u>条例第11条第5項の入居指定日</u>より1年間 (優先的選考) 第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認める者は、次に掲げる者とする。 (1) [略] (2) <u>20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</u> (3) [略] (4) <u>18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者</u> (5)～(11) [略]	(定期入居の資格) 第3条の2 [略] (1) <u>18歳未満の児童(入居の申込みの日における18歳未満の児童が入居指定日(条例第11条第5項の入居指定日をいう。次条において同じ。))において18歳に達した場合を含む。)3人以上と同居する者</u> (2) [略] (定期入居の期間) 第3条の3 [略] (1) 前条第1号に掲げる者 <u>入居指定日</u>において同居する児童のうち最年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (2) 前条第2号に掲げる者 <u>入居指定日</u>より1年間 (優先的選考) 第5条 [略] (1) [略] (2) <u>母子世帯又は父子世帯で、20歳未満の子と同居している者</u> (3) <u>60歳以上の単身者</u> (4) [略] (5) <u>18歳未満の児童3人以上と同居する者</u> (6)～(12) [略]

2 〔略〕	2 〔略〕
3 市長は、前項の倍率優遇措置に加え、 <u>第1項第11号</u> に該当する者について、条例第9条第2項の公開抽選における当選確率を引き上げることができる。	3 市長は、前項の倍率優遇措置に加え、 <u>第1項第12号</u> に該当する者について、条例第9条第2項の公開抽選における当選確率を引き上げることができる。
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第82号

平成25年10月4日

公 布 済

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則（平成16年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入居用施設の利用許可の基準） 第3条 条例第9条第3項に規定する入居用施設の利用許可の基準は、次のとおりとする。 （1）～（2） 〔略〕 （3） <u>FMサテライトスタジオ</u> <u>本市においてコミュニティFM事業を行う者であること。</u> （4） 〔略〕 （利用料金の還付） 第6条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 会議室、音楽スタジオ、レッスンルーム、<u>研修室及びチーム未来の家（和室に限る。）</u>については、利用開始日前7日までに利用の取消しを申し出た場合 <u>利用料</u>の2分の1 （3） ギャラリーについては、利用開始日前1月までに利用の取消しを申し出た場合 <u>利用料</u>の2分の1 （4）～（5） 〔略〕 （利用料金の減額） 第7条 条例第11条の規定により指定管理者が利用料金を減額することができる額は、次のとおりとする。 （1） 本市が主催または共催する行事に利用する場合 <u>利用料</u>の2分の1の額（10万円未満の端数は切り捨てる。） （2） 〔略〕	（入居用施設の利用許可の基準） 第3条 〔略〕 （1）～（2） 〔略〕 （3） 〔略〕 （利用料金の還付） 第6条 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 会議室、音楽スタジオ、レッスンルーム、<u>研修室、和室、調理室及びメディアルーム</u>については、利用開始日前7日までに利用の取消しを申し出た場合 <u>利用料金</u>の2分の1 （3） ギャラリーについては、利用開始日前1月までに利用の取消しを申し出た場合 <u>利用料金</u>の2分の1 （4）～（5） 〔略〕 （利用料金の減額） 第7条 〔略〕 （1） 本市が主催または共催する行事に利用する場合 <u>利用料金</u>の2分の1の額（10万円未満の端数は切り捨てる。） （2） 〔略〕

第1号様式(第12条関係)	第1号様式(第12条関係)
〔略〕 那 覇 市 長 様 〔略〕	〔略〕 那 覇 市 長 宛 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 184 号
平成 25 年 10 月 2 日
掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 沖縄市室川 2－8－13 平良 A P 103 号 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社 琉球人材派遣センター
代表取締役 金城 寿 |
| 4 委託期間 | 平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 185 号

平成 25 年 10 月 2 日

掲 示 済

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.2	131.1

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考) (単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 190 号

平成 25 年 10 月 10 日

掲 示 済

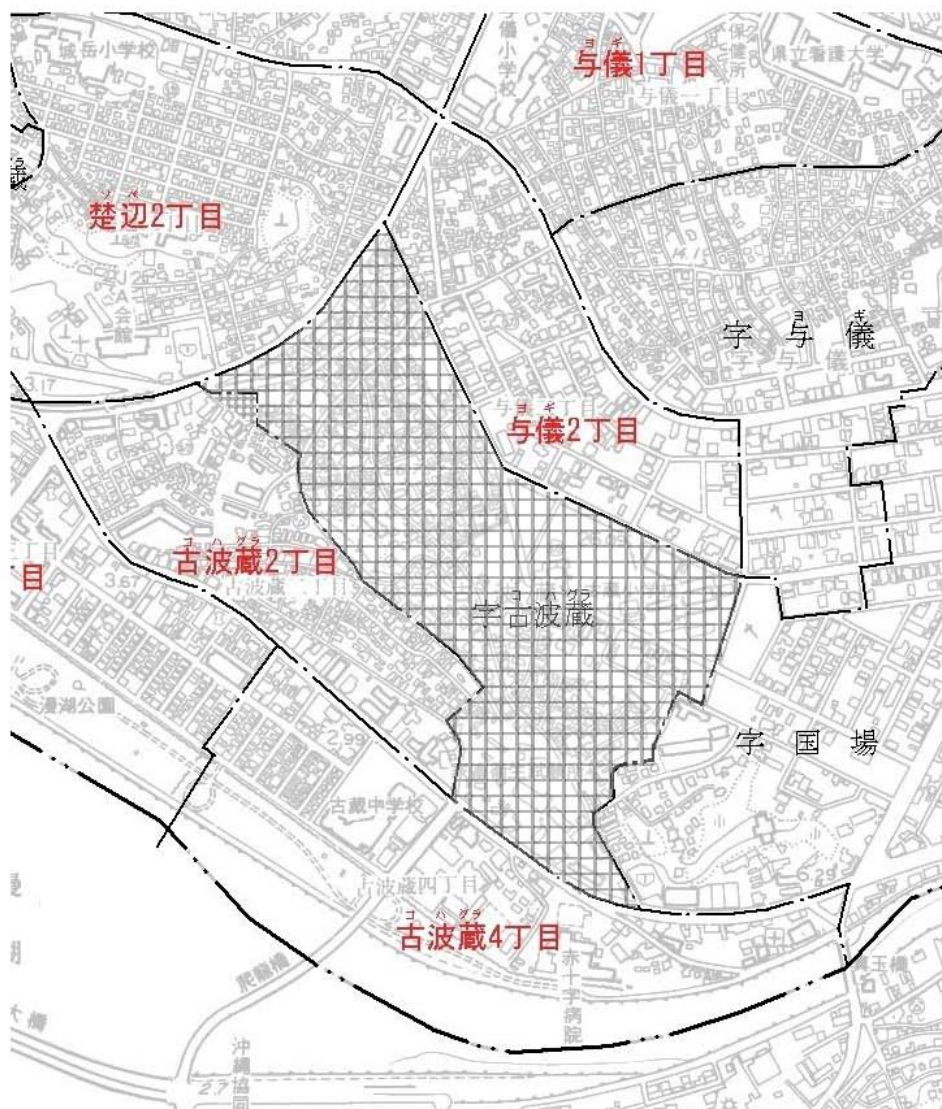
町の区域の設定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更するため、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、上記の処分は、平成 25 年 11 月 25 日から効力を生ずるものとする。

那覇市長 翁 長 雄 志

字古波蔵、古波蔵2丁目の一部地区 現況図

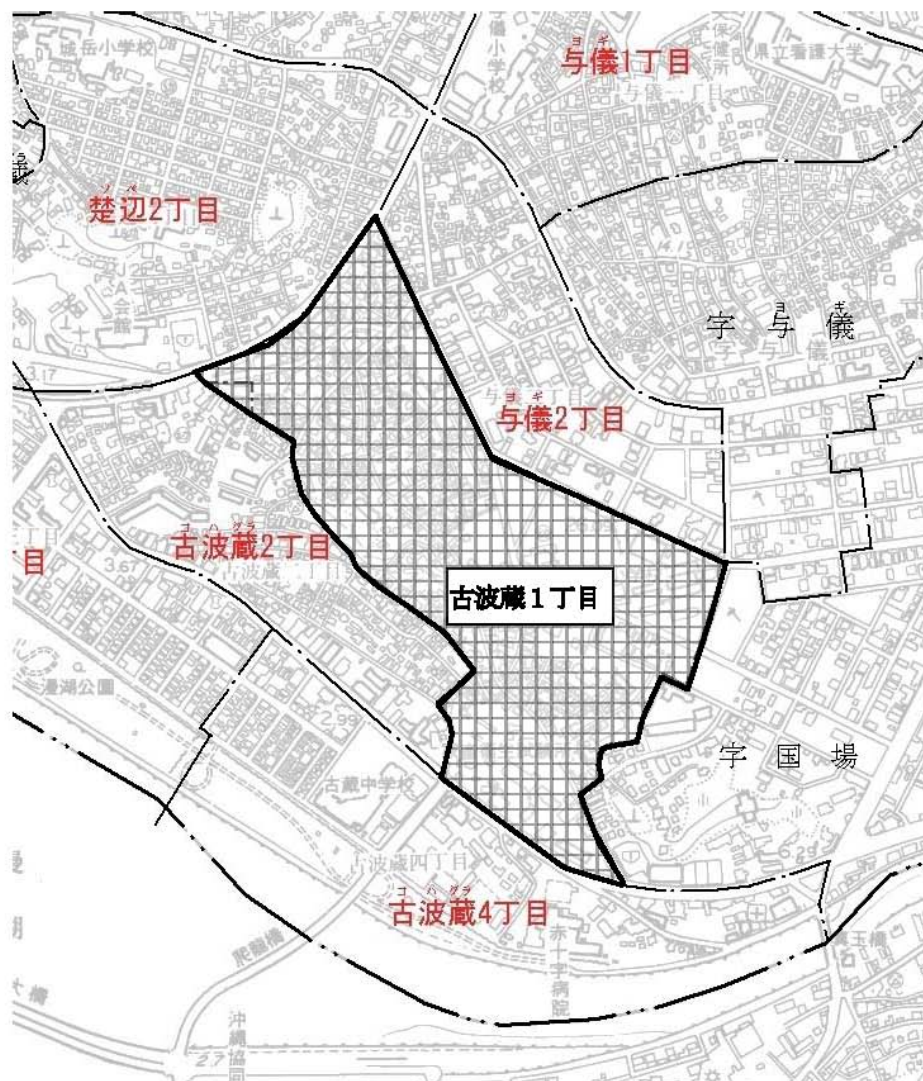


凡例	現町字界	— . — . — .
	字古波蔵	
	古波蔵 2 丁目の一部	

別図 2

字古波蔵及び古波蔵2丁目の一部地区（古波蔵1丁目）

町界町名整理図



凡例	現町字界	— . — . — . — .
	新町字界	—————
	古波蔵1丁目	

那覇市告示第 191 号
平成 25 年 10 月 10 日
掲 示 済

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

その関係図面は、那覇市都市計画部市街地整備課において、一般の縦覧に供する。

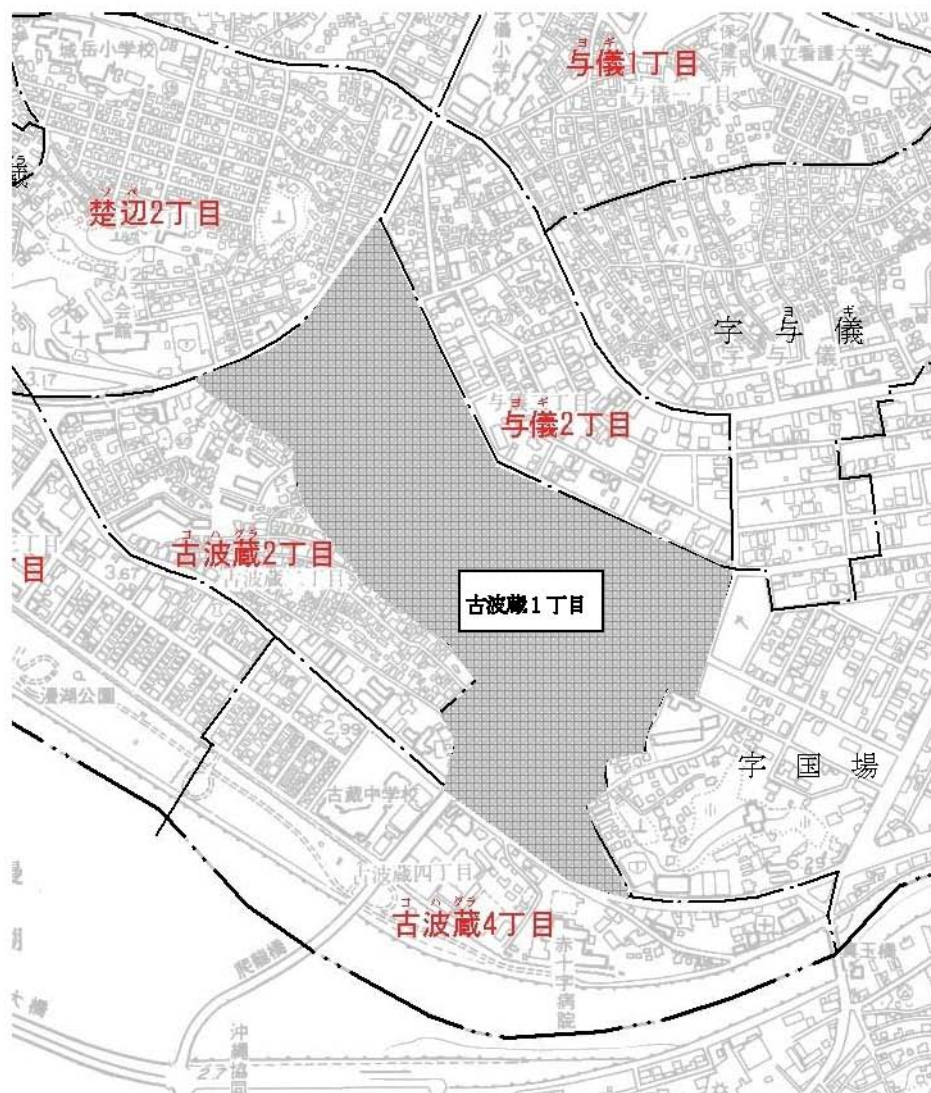
那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 実 施 区 域 那覇市古波蔵 1 丁目（別図 1 のとおり）
- 2 実 施 期 日 平成 25 年 11 月 25 日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び 別図のとおり（別図省略）
住 居 番 号

別図 1

古波蔵1丁目（字古波蔵及び古波蔵2丁目の一部地区）

住居表示実施区域図



凡例

町字界	— . —	住居表示実施区域	

那覇市告示第 193 号

平成 25 年 10 月 15 日

平成 25 年(2013 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 25 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,898,528 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130,953,077 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		15,413,203	△1,329,493	14,083,710
	1 地方交付税	15,413,203	△1,329,493	14,083,710
14 国庫支出金		31,572,305	5,796	31,578,101
	1 国庫負担金	26,058,713	5,612	26,064,325
	2 国庫補助金	5,408,374	184	5,408,558
15 県支出金		15,072,970	271,755	15,344,725
	2 県補助金	10,406,644	272,253	10,678,897
	3 委託金	494,162	△498	493,664

16 財産収入		827, 664	167, 183	994, 847
	1 財産運用収入	314, 093	46, 534	360, 627
	2 財産売却収入	513, 571	120, 649	634, 220
18 繰入金		3, 518, 746	△597, 655	2, 921, 091
	1 特別会計繰入金	1, 308	107, 360	108, 668
	2 基金繰入金	3, 517, 438	△705, 015	2, 812, 423
19 繰越金		500, 000	1, 366, 706	1, 866, 706
	1 繰越金	500, 000	1, 366, 706	1, 866, 706
20 諸収入		2, 511, 815	11, 997	2, 523, 812
	5 雑入	1, 925, 437	11, 997	1, 937, 434
21 市債		9, 966, 418	2, 002, 239	11, 968, 657
	1 市債	9, 966, 418	2, 002, 239	11, 968, 657
歳 入 合 計		129, 054, 549	1, 898, 528	130, 953, 077

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		821, 164	9, 331	830, 495
	1 議会費	821, 164	9, 331	830, 495
2 総務費		10, 759, 216	1, 489, 841	12, 249, 057
	1 総務管理費	8, 284, 839	1, 538, 454	9, 823, 293
	2 徴税費	1, 079, 110	△11, 175	1, 067, 935
	3 戸籍住民基本 台帳費	985, 842	△37, 262	948, 580
	4 選挙費	264, 896	1, 490	266, 386
	5 統計調査費	42, 125	△682	41, 443
	6 監査委員費	102, 404	△984	101, 420
3 民生費		59, 059, 262	268, 835	59, 328, 097
	1 社会福祉費	19, 041, 685	△10, 285	19, 031, 400
	2 児童福祉費	19, 049, 387	282, 487	19, 331, 874
	3 生活保護費	20, 968, 189	△3, 367	20, 964, 822
4 衛生費		9, 131, 088	91, 115	9, 222, 203
	1 保健衛生費	5, 118, 016	98, 409	5, 216, 425
	2 清掃費	4, 013, 072	△7, 294	4, 005, 778

5 労働費		554, 046	47, 532	601, 578
	1 労働諸費	554, 046	47, 532	601, 578
6 農林水産業費		165, 016	18, 185	183, 201
	1 農業費	114, 709	317	115, 026
	3 水産業費	50, 187	17, 868	68, 055
7 商工費		1, 774, 937	70, 571	1, 845, 508
	1 商工費	1, 774, 937	70, 571	1, 845, 508
8 土木費		18, 151, 446	△268, 606	17, 882, 840
	1 土木管理費	413, 852	861	414, 713
	2 道路橋りょう費	1, 618, 149	4, 256	1, 622, 405
	3 港湾費	1, 647, 617	△456, 179	1, 191, 438
	4 都市計画費	8, 493, 258	179, 465	8, 672, 723
	5 住宅費	5, 978, 570	2, 991	5, 981, 561
9 消防費		2, 825, 489	△57, 688	2, 767, 801
	1 消防費	2, 825, 489	△57, 688	2, 767, 801
10 教育費		11, 665, 901	189, 412	11, 855, 313
	1 教育総務費	1, 528, 648	40, 925	1, 569, 573
	2 小学校費	3, 612, 503	120, 963	3, 733, 466
	3 中学校費	1, 574, 730	48, 947	1, 623, 677
	4 幼稚園費	1, 939, 710	847	1, 940, 557
	5 社会教育費	1, 287, 668	2, 970	1, 290, 638
	6 保健体育費	1, 722, 642	△25, 240	1, 697, 402
12 公債費		14, 076, 979	0	14, 076, 979
	1 公債費	14, 076, 979	0	14, 076, 979
14 予備費		70, 000	40, 000	110, 000
	1 予備費	70, 000	40, 000	110, 000
歳 出 合 計		129, 054, 549	1, 898, 528	130, 953, 077

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
起業支援型地域雇用創造事業（建築系BIM-CAD/CG技術者育成事業）（商工農水課）	平成26年度	20,153
起業支援型地域雇用創造事業（健康産業支援事業）（商工農水課）	平成26年度	9,437
起業支援型地域雇用創造事業（複合型商業施設におけるクリエイター育成と沖縄発ブランド製品開発事業）（商工農水課）	平成26年度	39,464
第3次地域福祉計画策定支援業務委託（福祉政策課）	平成26年度	1,404
与儀保育所建設事業（旧樋川保育所解体工事業務委託（設計・監理））（こどもみらい課）	平成26年度	700
与儀保育所建設事業（旧樋川保育所解体工事）（こどもみらい課）	平成26年度	2,880
（仮称）消防樋川出張所新築工事实施設計業務委託（消防本部総務課）	平成25年度から平成26年度まで	51,440
大名小学校給食調理場改築事業（備品購入費）（学校給食課）	平成25年度から平成26年度まで	40,345

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
大名幼稚園園舎防音事業（監理）業務委託（こども政策課）	平成26年度	149	平成25年度から平成26年度まで	192

第3表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
4 道路整備事業	188,700	証 書 借 入 又は証券 発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	165,800	補正前に 同じ		
8 港湾事業	176,000				81,700			
10 教育施設整備事業	909,200				965,900			
11 臨時財政対策債	4,505,310				6,582,349			

2 廃 止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
9 消防施設整備事業	14,300	

那覇市告示第 194 号

平成 25 年 10 月 15 日

平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169,768 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 741,087 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 52,844	千円 25,815	千円 78,659
	3 基金繰入金	35,786	25,815	61,601
4 繰越金		8	143,953	143,961
	1 総務管理繰越金	1	202	203
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2	142	144
	3 壺川繰越金	1	2,028	2,029
	4 小禄南繰越金	2	59	61
	5 真嘉比古島第二繰越金	2	141,522	141,524
歳 入	合 計	52,852	169,768	222,620

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 315	千円 202	千円 517
	1 総務管理費	1	202	203
2 土地区画整理事業費		564,547	25,815	590,362
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	563,971	25,815	589,786
4 基金積立金		3,325	143,751	147,076
	1 壺川基金積立金	3,152	2,028	5,180
	2 小禄南基金積立金	164	59	223
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	3	142	145
	4 真嘉比古島第二基金積立金	6	141,522	141,528
歳 出 合 計		568,187	169,768	737,955

那覇市告示第 195 号

平成 25 年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 25 年 9 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	野里 栄治	外科	沖縄赤十字病院
2	伊良波 禎	循環器内科	沖縄協同病院
3	澤紙 秀太	循環器内科	沖縄協同病院
4	菊地 健	整形外科	沖縄協同病院
5	舘 一男	眼科	沖縄協同病院
6	平沼 進	外科	大浜第一病院

那覇市告示第 196 号

平成 25 年 10 月 15 日

自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 25 年 10 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
訪問看護ステーションあおぞら 那覇市牧志 2-16-45	株式会社 まゆん手 代表取締役 門馬 康二	育成医療 更生医療

公 告

那覇市公告第 255 号

平成 25 年 10 月 1 日

掲 示 済

マンション建替組合の定款及び事業計画の変更認可について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
丸竹ファミリーマンション
 - (2) 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 事業施行期間
平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月
- 5 事務所の所在地
沖縄県那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル 5 階
株式会社ファースタイル 本社事務所内
- 6 設立認可年月日
平成 25 年 5 月 1 日
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

8 公告の方法

組合の公告は、施行敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成 25 年 10 月 1 日

那覇市公告第 256 号

平成 25 年 10 月 1 日

掲 示 済

施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の施行マンションの名称及びその敷地の区域等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）第 2 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 縦覧場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所（建設管理部 建設企画課）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那覇市公告第 259 号

平成 25 年 10 月 1 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 262 号

平成 25 年 10 月 1 日

掲 示 済

第 3 次那覇市地域福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル方式公募の公告

次のとおり、プロポーザル方式により公募を実施するので公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 委託業務名 第 3 次那覇市地域福祉計画策定業務委託

2 目的

福祉政策に関する専門的な知識及び市民の意見を引き出す豊富なノウハウ・経験を持つ事業者へ委託し、那覇市の社会福祉に関する地域ごとの実態・課題を明らかにし、ニーズ調査を行い、第 3 次那覇市地域福祉計画策定を行う。

- 3 契約上限額：本業務の委託費は下記の範囲内で見積もること。
委託料 4,250,000 円以内
内訳 平成 25 年度予算 2,950,000 円（税抜き）
平成 26 年度予算 1,300,000 円（税抜き）
 - 4 委託期間 契約の日から平成 26 年 12 月 26 日まで
 - 5 委託業務内容
第 3 次那覇市地域福祉計画策定業務委託仕様書（プロポーザル用）のとおり
 - 6 応募手続
第 3 次那覇市地域福祉計画策定業務委託公募（プロポーザル方式）募集要項のとおり
 - 7 照会先 担当事務局（福祉部福祉政策課）
(☎ 862-9002)
(FAX 862-0383)
-

那覇市公告第 274 号
平成 25 年 10 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 24 年 4 月 20 日 第 23-N17-2 号 沖縄県指令南土第 620 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市安里 150 番
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー27F
株式会社 プレサンスコーポレーション 山岸 忍
那覇市西一丁目19番7号5階
株式会社 ファンスタイル 城間 和浩
- 5 検査済証番号 平成25年9月20日 那都建第290号
- 6 工事完了年月日 平成25年8月30日

那覇市公告第275号
平成25年10月15日

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の案の内容
那覇広域都市計画特別用途地区の変更原案
新規：地場産業振興地区（壺屋地区）
- 2 都市計画の案に係る土地の区域
追加する部分 那覇市壺屋一丁目地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
日 時 平成25年11月7日（木）午後7時
場 所 壺屋町民会自治会事務所（那覇市壺屋一丁目23番4号）

4 公述申出書の提出期限及び提出先

期 限 平成25年10月29日（火）

提出先 那覇市都市計画部都市計画課（本庁舎 9 階）

5 都市計画の案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

場 所 那覇市都市計画部都市計画課（本庁舎 9 階）

期 間 平成25年10月15日（火）から平成25年10月29日（火）まで。

ただし、那覇市の休日を定める条例（平成 3 年条例第33号）に定める
休日を除く。時 間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを
除く。

6 その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 15 号

平 成 2 5 年 9 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
417	H Y S 企画	沖縄市山里 1 丁目 18 番 1 号 1F	前城 裕二	平成 25 年 9 月 13 日

那覇市上下水道局告示第 16 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日
掲 示 済

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り
扱わせる金融機関の指定についての一部改正について

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる
金融機関の指定について（平成 17 年 4 月上下水道局告示第 1 号）の一部を次のよ
うに改正し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

改正前			改正後		
種別	指定を受け た者	取扱店舗	種別	指定を受け た者	取扱店舗
出納取扱金 融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店 及び出張所	出納取扱金 融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店 及び出張所
収納取扱金 融機関	株式会社沖 縄銀行	同上	収納取扱金 融機関	株式会社沖 縄銀行	同上

同上	株式会社沖縄海邦銀行	同上	同上	株式会社沖縄海邦銀行	同上
同上	コザ信用金庫	同上	同上	コザ信用金庫	同上
同上	沖縄県農業協同組合	同上	同上	沖縄県農業協同組合	同上
同上	株式会社ゆうちょ銀行	本店、支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局株式会社の営業所（簡易局を含む。）	同上	株式会社ゆうちょ銀行	本店、支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局株式会社の営業所（簡易局を含む。）
同上	沖縄県労働金庫	本店、支店及び出張所	同上	沖縄県労働金庫	本店、支店及び出張所
			同上	株式会社みずほ銀行	同上
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。					

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 48 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 25 年 10 月 20 日から平成 25 年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 座 覇 政 爲

縦覧の場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 53 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員の退職について

那覇市選挙管理委員会委員が退職したので、那覇市選挙管理委員会規程（昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号）第 5 条の 2 の規定により、住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 座 覇 政 爲

住 所 那覇市泊3丁目15番6号
氏 名 亀島 賢優

.....

那覇市選挙管理委員会告示第54号
平成25年10月1日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員の補欠について

平成25年9月30日付け、那覇市選挙管理委員会亀島賢優委員が退職したので、
地方自治法第182条第3項の規定により、次の者を選挙管理委員会委員に補欠した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 座 覇 政 爲

住 所 那覇市松尾2-5-32-1303号 トゥエルブ国際通り
氏 名 天方 徹

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第1号

平成25年10月1日

掲 示 済

那覇市個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 比 嘉 晋

那覇市個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行)

第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の規定の例による。

(事務の補助執行)

第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規程に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。

(1) 条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理に関すること。

(2) 条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

